

令和6年12月6日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

会議に付議した事項

- 議案第 89 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 90 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 91 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 92 号 農用地利用集積等促進計画について

リフォーム工事中も確認しております。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●●●から南東に約180m及び東に約1kmの距離にある●●●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番は、菅岡委員。

10番 菅岡君

整理番号1番でございますけれども、11月22日に現地調査を行っております。受人の方は宅地を購入され移住をされてきた方でございますけれども、移住当時3反要件がございまして、農地が取得できなかったということで、今回申請をされたものでございます。3筆ほど休耕となっておりますけれども、きちんと草刈り等されて管理をされておりますので、特に問題なからうかと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

整理番号2番につきましては、勝本委員。

8番 勝本君

整理番号2番ですが、11月の21日に現地調査を行っております。場所的には●●●●●●という●●●●の部品を作る会社がありますが、その対面の農地であります。受人の自宅のすぐ隣ということでございます。特段問題はないというふうに考えております。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号3番につきまして、中元委員。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきましては、菅岡委員。

10番 菅岡君

整理番号1番ですが、11月21日に現地調査を行っております。事務局の説明がありましたとおり、すでに進入路になってはおりますけれども、付近に農地は自己用に関係する農地以外ございませんので特に問題はなかろうかと思えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、議案第90号につきまして、原案のとおり可決・承認することに、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第90号は、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

次に、議案第91号を上程します。

私の議案がありますので、本来ならば齋藤委員にお願いするところですが、議事には参与しないということで進行だけしていきます。よろしく申し上げます。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(5条-1)

それでは、整理番号1番から4番及び6番を先にご説明いたします。
議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番から3番は関連事業でございます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 田 面積1,518㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

転用申請書に近隣等関係者の承諾書添付は義務付けられておりませんが、本件につきまして近隣関係者の一部から設置に対して懸念の相談がございましたので、訪問時の不在により文書をポストに入れた関係者に再度対面での丁寧な説明を行うよう事業者にお申し、現在実施されている状況です。また、設置後の草刈り等の適正な管理の実施及び問題等が発生した場合は責任をもって対応する旨が事業計画書に記載されております。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

議案第90号4条申請の整理番号1番と関連事業でございます。

申請地は、●●●字●●●●●番● 地目 畑 面積119㎡の内23㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

貸渡人と借受人は親子で、申請地の隣接に貸渡人の親が居住しており、その敷地の一部と申請地に借受人の子の自己用住宅を建設する計画です。

申請地の位置は、議案第90号4条申請の整理番号1番と同じです。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

次長 中原君
(5条-6)

続きまして、整理番号6番でございます。

申請地は、●●字●●●●●番● 地目 田 面積464㎡です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人と受人は親子で、申請地の隣接に親が居住しており、隣接する申請地に受人の子の自己用住宅を建設する計画です。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●●●から北に約270mの距離にある●●●●●●●●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は特定施設から300m以内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番から4番につきましては、菅岡委員。

10番 菅岡君 整理番号1番から3番は太陽光発電に関するものでございます。申請地が接していないために進入路として4894番2を一時転用されるものでございます。

11月21日に現地調査をいたしましたけれども、先ほど事務局から説明もありましたように、宅地に囲まれた農地ではありますが、接近していることやここが低地帯ということで、いろいろ事務局の方等にも相談があるようでございますけれども、本土地が用途区域内であることや転用基準を満たしておれば転用許可についてもやむを得ないものと考えておるところでございます。なお、雨水等については、既存の水路に流すということで農地の方には影響ないとふうに考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

整理番号4番でございますけれども、先ほどの4条申請と同じところでございまして、自己用住宅建設ということで特に問題はなかろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番から4番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 整理番号6番につきましては、下土井委員、お願いします。

11番 下土井君 整理番号6番についてご説明いたします。事務局からご説明がございましたが、隣が親御さんの自宅、その隣にある田んぼに今度新しく自己用住宅を建てるという案件でございまして、今建っている自宅と高低差もありません。周りの水路といいますか田んぼの関係での排水路もしっかり整備、設置がしてあるということで、新たに造成する必要もないような案件でございまして、周辺に与える影響は少ないと判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号6番について、他に質疑のある方はおられますか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第91号の整理番号1番から4番及び6番につきまして、原案のとおり可決・承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第91号の1番から4番及び6番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続いて議案第91号の整理番号5番ですが、私の案件ですので本来は齋藤委員にお願いしたいのですが、来られないので進行だけを務めます。議事には参加しませんので、よろしくお願ひいたします。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第91号 整理番号5番について、調書に基づきましてご説明いたします。

申請地は、●●字●●●●●●●●番● 地目 田 面積 226㎡
外1筆 合計 田 2,613㎡です。

渡人は、相続により申請地を取得しましたが、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、市内の農業法人で、既存の鉄骨ハウスを利用し堆肥関係及び農機具置場等の農業用資材置場として利用する計画です。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●から北東に約400mの距離にある●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農地で、市長より令和6年10月24日付けで農業用施設用地へ用途区分変更通知が受人に交付されております。

当該利用目的を達成するうえで当該農用地を供することが必要であると認められ、農地法第5条第2項の農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、許可の対象となるものです。

なお、農地区分が農用地のため今月23日に開催予定の山口県農業会議常設審議委員会の意見聴取対象となり、承認された場合に許可する案件になります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
整理番号5番については、勝本委員、お願ひします。

8番 勝本君 整理番号5番でございますが、11月の21日に現地調査を行っております。事務局の方から詳しい説明がございましたが、現地に鉄骨ハウスがありまして、約20年前に水耕のトマトを作っていた施設でございます。鉄骨についてはまだ腐ってはおられませんし、十分使えます。屋根については若干痛んでいるところはございますが、補修すれ

ば十分使える施設でございます。特段問題はないというふうに思います。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号5番につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第91号の整理番号5番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第91号の整理5番は、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第92号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第92号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。

市長より、令和6年11月18日付けで農業委員会にこの集積計画の決定を求められています。

計画は、1件、1筆、4,533㎡で新規です。

農用地利用集積計画については、農業者等の申出により農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づきなお従前の例により定めるもので、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全部効率利用要件などの要件に該当するものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
議案第92号につきまして、他に質疑ございますでしょうか。

菅岡委員。

10番 菅岡君 受人の株式会社なんですが、農業の占める割合とかが分かるものがあれば。要件が何パーセントかなければ解除条件付きの貸し借りとかに該当するかどうか。

